

令和 8 年度

大分県議会会議録作成等委託業務契約
入札説明書

大分県議会事務局 総務課

入札説明書

令和8年3月13日付け公告の令和8年度大分県議会会議録作成等委託業務契約に係る一般競争入札については、関係法令で定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

- 1 公告日
令和8年3月13日（金）
- 2 競争入札に付する事項
 - (1) 業務名
令和8年度大分県議会会議録作成等業務委託
 - (2) 委託契約期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
 - (3) 納入場所
大分県議会事務局
 - (4) 仕様書
別紙のとおり
- 3 契約に関する事務を担当する部局と名称
大分県議会事務局総務課総務管理班
〒870-0022 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-5019
Eメール a21000@pref.oita.lg.jp
- 4 契約条項を示す場所及び日時
大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（物品・役務）（以下、「電子入札システム」という。）上に令和8年3月31日（火）午後5時まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示します。
- 5 電子入札システムの利用
本案件は、電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとします。また、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか「大分県電子入札運用基準（物品・役務）」によるものとします。
- 6 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認めます。
 - (1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を得ている者で、役務の提供等の小分類「11その他」で掲載されている者のうち会議録（議事録）作成、テープ起こしを主な取扱品目としている者であること。
 - (2) この発注に係る入札説明書に基づき、令和8年3月26日（木）午後5時までに令和8年度大分県議会会議録作成等業務委託に係る一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（第1号様式）を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。
また、電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受け

た者であること。（電子入札システムでの入札参加申請書等提出の際、添付資料の添付は不要です。）

この業務を行うため、音声反訳業務の従事者として反訳作業員3名以上、整文担当者1名及び会議録印刷製本業務の従事者として印刷製本作業員2名以上、初稿作成担当者1名、校正担当者1名を会議録作成業務委託実施体制等申告書（第6号様式）で示すこと。

なお、音声反訳業務における整文担当者は反訳作業員を、会議録印刷製本業務における初稿作成担当者と校正担当者は印刷製本作業員を兼務できるものとする。また、初稿作成担当者と校正担当者は兼務できるものとする。

さらに、音声反訳業務と会議録印刷製本業務のどちらも自社直営とする場合、整文担当者と初稿作成担当及び校正担当者を兼務できるものとする。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画が認可され又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）に該当しない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、消費税、法人県民税又は法人事業税を滞納していない者であること。
- (6) この公告の日から下記11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する契約に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 入札参加資格の確認手続

前記6の(2)に基づき、入札参加を希望する者は、令和8年3月26日（木）午後5時までに下記に記載する書類を大分県議会事務局総務課に提出し、確認を受けてください。

入札参加資格確認結果は、令和8年3月30日（月）午後5時までに電子入札システムで入札参加申請書等審査結果通知書を発行することにより通知します。

入札参加資格の確認に必要な提出書類は、次のとおりです。

- (1) 第1号様式 令和8年度大分県議会会議録作成等業務委託に係る一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書
- (2) 第2号様式 営業概要書
- (3) 第3号様式 印刷関係取扱品調書（印刷業関係）
- (4) 第4号様式 機械設備等調書（印刷業・製造業関係）
- (5) 第5号様式 誓約書
- (6) 第6号様式 会議録作成業務委託実施体制等申告書（その1及びその2）

なお、自社直営・外注の区分により提出する書類が異なりますので、次表に基づき提出してください。

<提出書類の一覧>

自社直営、外注の区分		提出書類
音声反訳業務、印刷業務の両方を自社直営で行う場合		(1), (6)
音声反訳業務の一部を外注する場合	外注先に入札参加資格がある場合	(1), (6)
	外注先に入札参加資格がない場合	(1), (2), (5), (6) ※(2), (5)は外注先のもの
印刷業務の全部又は一部を外注する場合	外注先に入札参加資格がある場合	(1), (6)
	外注先に入札参加資格がない場合	(1)～(6)の全て ※(2)～(5)は外注先のもの

8 質問の受付及び回答

本入札についての質問は、質問書（第7号様式）により行うものとし、令和8年3月26日（木）午後5時までに、大分県議会事務局総務課に提出してください。

質問書に対する回答は、令和8年3月30日（月）午後5時までに、入札に参加する全ての事業者に対して回答します。

9 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

10 電子入札システムによる入札金額の入力期間

期 間 自 令和8年4月1日（水）午前 9時00分
至 令和8年4月3日（金）午後 5時00分

11 電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和8年4月6日（月）午前10時00分

12 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行います。この場合において、再度の入札については、入札金額入力期限及び開札日時を電子入札システムにより通知するものとします。

1.3 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本業務委託に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加してください。

1.4 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により、入札保証金を免除します。

1.5 入札参加時の注意点

(1) 入札には、上記6の(2)に掲げる入札参加資格の確認及び電子入札参加資格の承認の手続きを経て、入札の参加、契約の締結及び業務の履行、代金の請求及び受領等並びにこれらに付帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とします。

(2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額を持って落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力してください。

(3) 本入札に参加するには、事前に電子入札システムの利用登録が必要です。

(4) 電子入札システムでは、入札金額記入欄が1か所のための、音声反訳と印刷製本それぞれの「予定数量×単価」の総価（整数値）で金額登録を行ってください。

また、金額登録の際、「入札内訳書（第8号様式）」に単価を記入して添付してください。なお契約は、「入札内訳書（第8号様式）」に記載の単価により契約します。

(5) 契約は、音声反訳業務については1分間あたり、印刷製本業務については1ページあたりの単価で契約を行いますので、課税事業者、免税事業者にかかわらず、入札の内訳に記載された単価に100分の110を乗じた金額で契約を行うものとし、単価に100分の110を乗じた金額の小数点3桁で契約するものとします。

(6) 上記以外の入札に係る事項について、「大分県電子入札運用基準（物品・役務）」及び「入札方式別操作マニュアル（一般競争入札）」をよく読んで上で手続きを行ってください。

1.6 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合があります。

1.7 最低制限価格に関する事項

本入札には、最低制限価格は設定しません。

1.8 落札者の決定方法

(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範

圏内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行います。

(3) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する又は手続きを改めることとします。

19 入札の延期又は中止について

本入札は、令和8年第1回大分県議会定例会において、当該予算が議決されない場合又は緊急やむを得ない理由等により、入札を執行することができないと認められる場合は、入札を延期又は中止することがあります。

なお、この場合において、当該入札に要した費用を大分県に請求することはできないものとします。

20 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により、契約保証金を免除します。

21 契約書の作成

落札者決定の通知の日から7日以内に、県が作成する様式による業務委託契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ提出してください。

大分市大手町3丁目1番1号
大分県議会事務局 総務課 総務管理班
電 話：097-506-5019
F a x：097-506-1785
Eメール：a21000@pref.oita.lg.jp